

笠井分科員

日本共産党の笠井亮です。小泉内閣の五年、規制緩和政策が全面的に進められる中で、雇用労働分野で非正規雇用が増大しております。フリーターと呼ばれるアルバイト、そしてパート、派遣、請負、契約社員などが二十四歳以下では二人に一人、こういう状況になっている。

実は、昨日朝、NHKの「生活ほっとモーニング」という番組で「年収二百万円で暮らす 広がる格差社会」という特集がありまして、その数が一千万人以上になっていると。特に、青年のフリーターの低賃金、不安定な雇用関係で、食べるのもやっと、そして、ホームレスと紙一重ということで結婚もできない、こういう、文字どおり青年が使い捨てにされるという深刻な実態と、それに立ち向かうということで、個人加盟の青年ユニオンの組合活動を紹介しておりました。視聴者は、青年の雇用問題ということで、その解決、改善は日本社会にとって喫緊の政治課題であると感じたというふうに私は思うんです。

そこでまず文部科学省に伺いたいんですけども、私、この首都圏青年ユニオンというところの組合を訪問しました。そこでの話なんですけど、フリーターの青年から持ち込まれる相談の中で、慢性化しているサービス残業や、あるいは有給休暇が一日もとれない、労働基準法に幾つも違反している職場の実態が明らかになってまいります。そこで、どうしてこんな無法なことになっているのかと私が伺いますと、憲法や基準法で労働者が守られていることとか権利があるということについて若い人たちが全く知らなかった、ほかの社員も知らないで黙っている、それで、世の中はこんなものか、自分は能力がないので仕方がない、こうも思っていたんだという話もありました。労働基準法も、学校では単語としては確かに覚えた、記憶にあるんだけど、内容は全然知らなかったという話もありまして、そういうケースがほとんどだということでありました。

このようなことから、相談を受けた担当者から、せめて高等学校の公民の教育の中で、もう少し労働者といえますか働く者の権利について、せめてきちんとした教育をすべきじゃないかという意見を聞いてまいりました。

そこで文部科学省にお伺いしますが、高校の公民の教科書で実際にはどのようにこの労働者の権利ということについて教えられているのか、簡潔にお答えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

銭谷政府参考人（文部科学省初等中等教育局長）

高等学校の公民科では、中学校での学習の上に立って、基本的人権の保障や雇用と労働問題などについて学習をするわけでございます。その中で、労働基本権など労働者の権利についても指導されております。

一例を申し上げますと、例えば現代社会の教科書の例でございますが、日本国憲法において、労働三権、すなわち、労働者が団結して労働組合をつくる権利、組合が賃金その他の労働条件の改善を求めて使用者と交渉する権利、要求が通らないときにはストライキなど団体行動を行う権利、この三つの権利が労働者の基本的権利として認められているといったような記述が見られるところでございます。

笠井分科員

学校ではそういう形で教えられるんだけど、働くという自分の問題との関係でいうと、実感として学ぶことはなかなか難しいのかなというところがあって、その辺が大いに工夫が要るところだと思うんです。そこで私、一週間前の二月二十一日になりますが、小坂大臣の地元である長野県に伺いまして、県庁の社会部労政課に伺って話を聞いてきました。

長野県では、高校生や専門学校、短大生に対して、就職する前に知っておくべき労働関係の基礎知識を労政事務所の職員が高校に出向いていっていわば出前の講座をするということで、新社会人ワーキングセミナーという授業をやっていると。伺いますと、東京オリンピックのあった昭和三十九年、一九六四年からずっとやっているという話でありまして、なるほどと思ったんです。学校側からの要請に応じる形で、ロングホームルームの時間などを使って、ここに持ってきたんですが、

大臣にお渡ししてよろしいでしょうか。

「職場で必要なルールブック」ということで六十二ページの小冊子なのですが、これを配付して一時間余り講義をするということでありました。この冒頭に「はじめに」とあるんですが、「みなさんが社会人として最低限心得ておくべきマナー、」そして、「職場での権利や義務のことが定められた労働法のうち、自分の賃金や労働時間などの労働条件で直接関係してくる労働基準法を中心とした基礎知識、」そして、「最近若者の間でも増えているパートタイム労働者や派遣社員として働くときに知っておきたいことについてまとめた」「ぜひ、このパンフレットを手元において、職場に入ってから、時には取り出してみてください。」そして、困ったときには相談にどうぞということで、労政事務所が案内されております。

私、これはいいものができるなと思ったんです。労働法とはどういうものか、労働者とは何ですかということから、女性労働者のどのような保護をされているかという問題、セクハラの問題を含めて多面的に書かれております。

伺いますと、昨年度、平成十六年度の実績では、高等学校と技術専門学校等の合計三十七校に対して出向いて行って講義をした。前年度に比べると七百二十七人多い二千七百四十五人という若い人たちに話をした。それと別に、この小冊子のみを提供ということも三十五校あって、それで五千三百六十九部が活用されているということでありました。

そこで、小坂大臣、地元の長野県でこんな生きた教育が四十年以上も前からやられているということで、今も続けられているということをお聞きしたかどうか。そして、御感想があれば伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

小坂国務大臣（文部科学大臣）

笠井委員の御指摘でございますが、この「職場で必要なルールブック」、この本体は、実は、今お渡しいただいて初めて目にしました。社会人ワーキングセミナーを行っていること、そういう活動そのものは知っておりますが、具体的にこういうブックを配って、そして、今おっしゃったような人数が受講している、たまたま、御質問いただいた中で資料は手持ちで全部持っておりますけれども、ただ、御指摘の部分については今回そういう認識を新たにしたところで、四十年の長きにわたってこういうことを続けているというのは非常にいいことだと思えますし、これによって、社会人になってからも迷わないで、社会人としての基礎的な知識を身につけて、そして就職をしているという方がふえているんだろうと思えますから、いい活動だと思えますね。

笠井分科員

今、大臣言われましたけれども、長野県ではこうやって学校当局と行政の労政課が連携してこういうことをやられている。このような取り組みがほかの県でもあるんだろうかということ、もし文部科学省でつかんでいることがあれば伺いたいんです。

そして大臣には、このような生きた教育がもっと広がって全国的にもやられる必要があると思うんですけども、見解を伺えればと思うんですが、いかがでしょうか。

小坂国務大臣

生徒の皆さんが社会に出るときに、社会を支えてくれる人材として自立した活動を行えるようなそういう資質や能力を身につけるということは大変重要なことだと思いますから、単に教科で学んだことだけでなく、こういった社会人としての知識を得られる機会をふやすということは大変重要なことだと思います。

そういった観点に立ちますと、地域や生徒の実態に応じた指導の工夫、そういうことが学校においては行われているわけですが、もう既に社会人になって活躍されている外部の皆さんを招いて話を聞かせるような活動とか、あるいは今、こういった労政課の人に来てもらって、こういうブックのような教材も、教材といえますか副読本みたいなものも使いながらその実を上げるということはいいいことだと思います。

全国的にも普及させるべきと思えますけれども、その点につきましては、各都道府県の指導主事を集めた協議会のような場を通じて御指摘のあったような事例を紹介するなど、取り組みについての情報提供を行えば、こう考えております。

笠井分科員

関連して厚生労働省に伺いたいと思うんですけども、私、この首都圏青年ユニオンやあるいは東京の青年たちに話を聞きに行きながら、この日本の企業社会というのが、ある意味、十九世紀にタイムスリップしたんじゃないかと錯覚するほどの大変ひどい状況も幾つも聞いてまいりました。各地で、青年の中で、そういう状況をまとめた黒書を出したりもしております。

幾つか紹介しますと、印刷関係の会社で月百時間以上の残業、体を壊したら退職強要を受けて、結局解雇された。それから、年商十八億円の企業なんですけれども、そういう企業が、うちは江戸時代創業の伝統があり、うちのやり方がある、残業代を払って四十時間制にするとつぶれてしまうと言われちゃったと。常勤パートで週三十時間以上働いているのに、厚生年金、健康保険に加入させてくれない。あるいは、就業時間は九時から十七時、週休二日で就職したけれども、実際は八時半から深夜零時過ぎまで働かされて、休みは月一回しかとれない。上司に言うと、自分の力で契約をとったら休んでもいいと言われた。体が続かなくなって会社をやめるときに、過去のサービス残業代をぜひ下さいと請求したら、あなたはやくざのようだ、この世界では二度と働かせなくしてやるというふうにおどかされたというような、たくさん事例がありました。

そうしたほとんどは、労働基準法などの現行法や、それから労働裁判で既に確立している判例に照らして違反するものばかりというふうに言えると思うんです。そしてそれ以外にも、相談にも来れずに、一人悩んで引きこもりという方がたくさんいるということでありました。

厚生労働省も、労働基準監督署や労働者相談コーナーにさまざまな青年の労働者から労働相談が持ち込まれていると思うんです。きょうは青木局長お見えですけども、それらの相談の主な内容も、同じように、現行法、労働基準法などに違反するようなものが多いんじゃないかと思うんですけども、何らかの指標があれば、それも含めて現状についてお答えいただきたいと思います。

青木政府参考人（厚生労働省労働基準局長）

今、委員お話しになりました総合労働相談でございますけれども、各都道府県労働局でありますとか監督署の中、あるいは駅の近くのビル、そういった中に合わせて全国で約三百カ所ぐらい、そういう労働に関するあらゆる相談を受けようということで設置いたしております。

ここに平成十六年の実績でございますが、平成十六年で総合労働相談の件数というのが八十二万三千件以上ございます。この相談件数の内訳でございますけれども、事項としては、解雇にかかわるものでありますのが五万件弱、退職勧奨なども含めますと五万件を超えるというような状況でございます。そのほか、労働条件の引き下げというような問題などが多いということでございます。ただ、このうち、法違反にかかわるものかどうかというのは、そういう集計をしておりませんのでわかりません。

しかし、労働基準法関係の法違反に関しましては、労働基準法上、労働基準監督署に申告をすることができるということになっておりますので、その申告の件数ということで見ますと、平成十六年には、新規に申告受理をしたという件数は全国で三万六千六百二十八件ということになっております。

笠井分科員

首都圏の青年ユニオンの話では、フリーターの青年からの相談内容というのは、労働基準法を初めとして労働安全衛生法など現行法の違反がほとんどなので、勇気を出して、職場でおかしいことはおかしいということで会社と団体の交渉をすれば、残業代を三百万円払わせることができたという台東区の青年の例等を初めとして、その大部分、九割以上、九九%が解決できるという話でありました。青年労働者自身が労働法の知識がないばかりか、団交の相手である会社側も、八割ぐらいが労働法の知識を十分持っていないということもあるということでありました。

労働基準法などのルールはあっても、労働者はよく知らない。そして、使用者側も知らなかったり、知っていても守らないという現実があって、その結果、いわゆるルールなき資本主義と私たち言っていますけれども、そういう事態を生み出している。放置してはならないというふう思うんです。

それで、日本じゅうの使用者にも労働者にも労働基準法などをあまねく周知して遵守をさせる、このことは労働行政でいえば最も大事な仕事だと思うんですが、その点はそういうことでよろしい

ですよね。青木局長、お願いします。

青木政府参考人

今、委員がお話しになりましたように、労働基準関係法令というのは、これは最低基準を定めるものということですので、そういう意味では、私どもこれを施行する者からいえば、まずもって、おっしゃったような関係する人たち、労働者だけではなくて使用者の方々ともどもこういったものをよく知ることが大事だ、基本だというふうに思っております。

笠井分科員

そこで、ここに持ってまいりましたが、東京都では「ポケット労働法」という冊子を出しております。東京都が出しております、厚生労働省はお持ちだと思うんですが、大臣にちょっとまたこれも。

これもまた長野と同じような形で、やはりわかりやすくということだと思うんですが、その「はじめに」というところにありますけれども、

平成十六年度の労働相談件数は四万四千七百三十七件となっており、相談内容をみると、「解雇」や「賃金未払い」をはじめとする深刻な内容が多く寄せられています。

しかし、これらの相談の中には、もしかしたら労働法の知識があればトラブルにならずにすんだのではないかと、また、これほどの不利益を受けずにすんだのではないかとと思われるものも少なくありません。

そこで、東京都では、労働法を始めて勉強する労働者あるいは使用者の方を対象に、職場の中でいかに労働法が身近で、大切なものであるのかということを知っていただくために本冊子を作成しました。

と、その趣旨が書いてあります。

そのほかに東京都では、青年向けに「派遣労働Q & A」という冊子なんかも出したりしておりますけれども、私は、これも非常に大事な取り組みだと思えます。これを青年も求めながら、東京の区段階で増刷をする、あるいは成人式のときに配るということも取り組みが始まっております。残念なことに部数が少ないんですけれども、青年労働者の中では大変評判がよくて、なるほど、自分たちはこういう権利を持っていたんだということ、改めてというか、初めて知ったということが多いわけでありまして。青年ユニオンによりまして、この「ポケット労働法」を活用して団体交渉というか話し合いをやって、さまざまな問題を労使間で解決しております。

憲法二十七条に基づく最低労働条件としての労働基準法、そして憲法二十八条の団結権、団交権、団体行動権の保障としての労働組合法などの周知というのは、今、局長からもありましたけれども、厚生労働省あるいは政府としても重要な業務であると思えます。労働法の初歩的、基礎的な知識が労使双方に広がっていくことは、ルールある企業社会をつくっていく、日本社会をつくる上での基礎的条件だと思うんです。

そこで、こうしたものが、一方では、求人のときに、駅頭とかそれからコンビニのところで求人誌が無料紙を含めて今いっぱいあります。こういうものもあわせて同じところにあるというのは、本当に大事じゃないかという声も上がっております。

そこで厚生労働省に伺いたいんですが、長野県や東京都がつくっているこうしたパンフレット、小冊子のようなものを、厚労省としてはつくっているのかどうか。

それから、毎年これは法改正がありますよね、労働法関係は。いろいろな改悪とか私たちも指摘させてもらう問題もありますが、そういう点では、法律自身が変わるといっていいますと、厚生労働省がまずひな形、版下をつくって、みずから発行して、地方自治体にも著作権は無償で提供するというのも一つあると思うんです。地方自治体への補助金ももっと充実して、全国どこの県でも発行できるように推奨するとか、こういうことができないかと思うんですが、いかがでしょうか。

青木政府参考人

今お示しになりましたような、働くことにかかわるさまざまな関係法令等々についてまとめた小冊子のようなものを私どもとしてつくっていることはありません。労働基準法でありますとか派遣法でありますとか、それぞれではパンフレット等をたくさんつくっているわけでありまして、お話し

今お話しになりましたケースというのは、個々具体的に判断をしないとイケないと思いますけれども、極めて典型的なケースでいえば、真ん前で頑張っていたらなかなか見やすい場所とは言えないだろうと思います。そのケース、ケースで考えなければいけない、実態判断をしなければいけないとは思いますが、そうだろうと思います。

それから、書面を交付するというのは、就業規則であれば、印刷物あるいは複写したものを労働者に手渡すということでありまして、これは、平成十年の労働基準法の改正におきまして、就業規則等が労働者に確実に周知されるようにということで作られた規定でありまして、見やすい場所への掲示あるいは書面の交付のほか、例えば、磁気テープや磁気ディスクなどに記録した内容をコンピューターなどによって労働者が常時確認できる、そういうような場合でもいいんだということを言っていますので、必ずしも交付しなくちゃいかぬ、それをやらなくちゃいかぬということではありません。そういうことできちんと労働者にわかるようにしなさいという趣旨でございます。

笠井分科員

社長の前は難しいだろうという話と、それから、コピーはいいし、磁気テープやディスクでもいいという話なので、私は、現場ではなかなかそうっていないので、今の局長の答弁というのは、今後、行政通達などにも生かしていただきたいと思っております。

最後になりますが、大臣、今、大臣に冒頭伺った後、厚生労働省ともやりとりをさせてもらいました、聞いていただいたと思うんですけども、若い人たちがどんな生き方でも人間らしく生活できることを目指すというのは、当然だと思います。就職を前にした高校生や専門学校生、大学生に最小限必要な労働法の知識を身につけてもらうことは、本人のためにもなりますが、これは、今後の日本の社会がきちんとして、やはりルールの上に築かれていくためにも、さらには、年金制度や社会保障制度の維持発展の上でもどうしても必要だというふうに私は思うんです。

政府は、平成十五年の四月に若者自立・挑戦戦略会議というのを設置されて、文部科学大臣、厚生労働大臣を初めとして関係大臣を構成員にして、若者自立・挑戦プランというのをつくられて、改訂版もことしまた一月出されました。私、これを拝見しまして、来年度予算で七百六十一億円という相当の額、それなりの額がついていますが、このプランの中では、若者への労働法の普及の重要性、今申し上げた点については明確になっていないんじゃないかと率直に思うんです。

今のプランの中で、間もなくこれは終了しますけれども、次の期間ということになると思うんですが、次の立案のときには、大臣の方から、関係省庁の大臣を初めとして戦略会議の場で積極的に問題提起をしていただいて、長野県にはこういう経験がある、あるいは東京都にもこういうものがあるということで紹介もいただいて、政府としても発行するとか、地方自治体にも推奨して、労働者の権利、労働法について周知するための手だてをぜひ提案していただきたいと思うんですが、そのことを最後に伺いたいと思っております。

小坂国務大臣

御指摘のように、若者自立・挑戦プランにおきましては、勤労観、職業観の育成を図るということを目的に掲げておりますし、学校教育の活動全体を通じまして、系統的なキャリア教育というものを推進しているところでございます。

文部科学省としては、これまでも、またこれに基づき、各学校段階を通じたキャリア教育を推進するための取り組みを実施しておりますけれども、今御指摘のような視点も踏まえる中で、労働法や労働者の権利について、キャリアの積み上げの上で必要な最低限の知識、こういった意味で、現在も中学校の社会科や高等学校の公民科などにおいて指導しているところでございます。また大学においては、法学部などにおいて、より専門的かつ高度な観点からの労働法や労働者の権利に関する授業科目が設定をされております。

今御指摘のように、今後の自立プラン推進に当たっては、そういった視点も踏まえて取り組んでほしいという御要請でございますので、今までにもやっておりますそのことでございますけれども、もう一度そういった目でチェックをしてみたい、こう思っております。

笠井分科員

終わります。